

定例記者会見

令和5年2月1日(水) 13時30分

かかりつけ医の役割

福岡市医師会 副会長 菊池 仁志



1. 「かかりつけ医」の定義と機能(日本医師会)

○ 「かかりつけ医」とは

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には
専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、
保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

(日本医師会・四病院団体協議会合同提言 平成25年8月)

○ 「日医かかりつけ医機能研修制度」創設(平成28年4月～)

目的 「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価、その能力を維持・向上

研修内容 ①基本研修 ②応用研修 ③実地研修 ※有効期間3年の修了証が交付

修了者数 R1年度修了者：2,501名(福岡県201名)

R2年度修了者：1,547名(" 366名)

R3年度修了者：1,224名(" 158名)

2. 「かかりつけ医」の定義と機能(日本医師会)

○ 「かかりつけ医機能」の制度整備について

- ①国民に医療機関の機能を情報提供する「医療機能情報提供制度」を分かりやすい内容に改める
- ②医療機関は自院が持つ機能を磨き、他の医療機関と連携を行うことで「地域における面としてのかかりつけ医機能」を発揮
- ③感染症発生等「有事」への対応として、地域医療体制の中で医療機関の役割をあらかじめ明確化

(日本医師会「地域における面としてのかかりつけ医機能～かかりつけ医機能が
発揮される制度整備に向けて～(第1報告)」(令和4年11月2日)より)

3. 政府が進める「かかりつけ医」と今後の流れ

項目	①「かかりつけ医機能報告制度」創設	②「医療機能情報提供制度」拡充
内容	<ul style="list-style-type: none">○医療機関が有するかかりつけ医機能を都道府県に報告○都道府県は各地域のかかりつけ医機能の充足状況を確認し、地域の協議の場で不足する機能を強化する具体的方策を検討	<ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医機能を「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う機能」と定義し、法定化○都道府県は患者による医療機関の適切な選択に資するようかかりつけ医機能に関する情報を分かりやすく提供
開始時期	令和7年度をめどに医療機関からの報告受付を開始	都道府県毎の「医療機能情報提供制度」について令和6年度に全国統一システム化

⇒令和5年1月23日からの通常国会に医療法改正案を提出する方針

4. 「かかりつけ医」登録制の問題点

① 「フリーアクセス」の制限

日本の医療保険制度の優れた特徴である「フリーアクセス」が制限され、決まった医療機関しか受診できなくなる

② 受診の順番待ち

必要な時にいつでも自由に医療機関が受診できなくなり、予約が優先されるため、受診の順番待ちが発生する

③ 疾病の増悪や重症化

専門医や専門医療機関への紹介に時間を要し、疾病の増悪や重症化につながる

5. 「かかりつけ医」の選び方や見つけ方 など

○ 「かかりつけ医」の選び方

- ・ 健康に関することを何でも相談できる
- ・ 話しやすい、説明が分かりやすい、安心できる
- ・ 身近で頼りになる医師



○ 「かかりつけ医」の見つけ方

- ・ 特定健診やがん検診、予防接種などを機会に身近な医療機関を受診
- ・ 家族の受診をきっかけに自身のことも相談する

厚生労働省「上手な医療のかかり方」より

(<https://kakarikata.mhlw.go.jp/index.html>)

○ 医療のかかり方

かかりつけ医を受診



地域の支援病院等を受診